

## 令和4・5・6年度 富士見町入札参加の資格要件について

### 1. 共通要件

- (1) 契約を締結する能力を有すること。
- (2) 町税（富士見町に納税義務がある場合に限る）、消費税及び地方消費税について未納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例施行規則（平成23年長野県公安委員会規則第5号）第2条で規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

### 2. 建設工事

- (1) 入札参加資格審査の申請をする日（以下「申請の日」という）現在において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
  - (2) 建設業の営業年数が引き続き1年以上あること。
  - (3) 建設業法第27条の23第1項の規定による基づき、経営事項審査を受けていること。
  - (4) 入札参加資格を希望する建設工事の種類について、経営事項審査の資格審査基準日の直前2年間の各事業年度に完成工事高があること。
  - (5) 申請日までに、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していること（加入義務がない者は除く）。
- ※伐採業務については、業務委託（その他役務）の資格審査申請書を提出すること。

### 3. 建設コンサルタント等

- (1) 建設コンサルタント等の業務の営業年数が、資格審査基準日の前日まで引き続き1年以上経過していること。
  - (2) 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について建設コンサルタント等の資格審査基準日の属する年度の直前1年間の事業年度において業務実績があること。
  - (3) 次に掲げる業務の業種の区分に従い、当該区分に定める要件を満たしていること。
- ア 測量資格審査基準日及び申請の日において、測量法（昭和24年法律第188号）第55条

第1項の規定による登録を受けていること。

イ 建築コンサルタント資格審査基準日及び申請の日において、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。

ウ 建設コンサルタント資格審査基準日及び申請の日において、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第5条の規定による登録を受け、又は建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のいずれかの部門に該当する技術士、シビルコンサルティングマネージャー(この表において「RCCM」という。)、認定技術管理者若しくは建築士法第4条第1項の規定による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた後都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上の実務経験者を有していること。

エ 地質調査資格審査基準日及び申請の日において、地質調査登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第5条の規定による登録(以下「地質調査登録規程による登録」という。)を受け、又は建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のうち地質部門若しくは土質及び基礎部門に該当する技術士若しくはRCCM、地質調査登録規程による登録の要件として認められた地質調査に関し15年以上の実務経験者若しくは地質調査技士を有していること。

オ 補償コンサルタント資格審査基準日及び申請の日において、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第5条の規定による登録(以下「補償コンサルタント登録規程による登録」という。)を受け、又は補償コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門に該当する補償業務管理士、補償コンサルタント登録規程による登録の要件として認められた補償業務に関し7年以上の実務経験者若しくは補償業務管理者を有していること。

(4) 申請日までに、雇用保険、厚生年金保険、健康保険に加入していること。(加入義務がない者は除く)

#### 4. その他

- (1) 申請内容に虚偽が確認された場合は、入札参加停止措置、又は入札参加資格の取消処分を行います。
- (2) 入札参加資格者又はその使用人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反した場合、贈賄及び不正行為等があった場合、経営者等が暴力団関係者の場合等にはその状況に応じて一定期間入札参加の停止を行います。
- (3) 入札参加資格者が欠格事由に該当するに至った場合、当該資格を取消します。